

第2期長和町地域福祉計画 (案)



令和8年5月

長 和 町

※「障害」の表記について

法律や条例等で使用される用語、関係機関の名称、他機関等の資料から引用する場合は原文のまま表記しますが、それ以外は「障がい」と表記しています。

目次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の趣旨	6
第2節	計画の位置づけ	8
第3節	他の計画との関係	8
第4節	計画期間	9
第2章	長和町の地域福祉を取り巻く現状	
第1節	人口・世帯の状況	11
第2節	地域を支える人材・環境等の状況	15
第3節	支援が必要な人等を取り巻く状況	17
第3章	計画の基本理念・基本目標	
第1節	計画の基本理念	23
第2節	計画の基本目標	23
第3節	施策の体系	24
第4章	長和町地域福祉計画の評価	
(1)	計画の検証	26
(2)	第2期計画に向けての課題・必要性等	27
第5章	基本目標別の施策展開	
第1節	基本目標1 「地域福祉を支える人づくり」	30
第2節	基本目標2 「誰もが参加できる支え合いの地域づくり」	34
第3節	基本目標3 「地域福祉を推進する体制づくり」	36
第4節	基本目標4 「豊かな自然の中で安全で安心して暮らせる地域づくり」	38
第6章	長和町再犯防止推進計画	
第1節	目的	42
第2節	計画の位置づけ	42
第3節	対象	42

第4節	現状と課題	42
第5節	今後の取り組み	42
第7章	長和町成年後見制度利用促進計画	
第1節	目的	45
第2節	計画の位置づけ	45
第3節	対象	45
第4節	現状と課題	45
第5節	今後の取り組み	47
第8章	計画の推進と評価	
第1節	計画の推進体制について	48
第2節	計画の進行管理と評価について	48

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

【社会福祉情勢の変化】

- 地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来や、家族や社会的なつながりの希薄化等により、大きな転換点を迎つつあります。
- これまでの社会福祉制度においては、「支える側」と「支えられる側」を明確に分け、高齢者・障がい者・児童等、対象ごとに支援制度を整備し対応してきました。
- 昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例が見られるようになり、従来の縦割り制度では対応が困難なケースが増加してきています。核家族化、単身世帯の増加の一層の進展やニーズの複合化・多様化による地域課題の顕在化、制度の狭間で問題を抱える世帯、地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉を取り巻く状況の変化はさらに進んでおり、地域福祉課題への対応の必要性がますます高まっています。
- このような状況を踏まえ、高齢者、障がい者、児童等をはじめとするすべての住民が、お互いを理解し、支え合いながら、その人らしくおだやかで潤いに満ちた暮らしができる社会を作っていく必要があります。

【地域共生社会（※1）の実現に向けた、社会福祉法の改正】

地域包括ケアシステム（※2）の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の改正が行われました。（平成30年4月1日施行）

- 「我が事・丸ごと」（※3）の地域福祉推進の理念を規定（社会福祉法第4条関係）
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする人及びその家族等が抱える複合的な地域生活課題について、地域住民や関係者の相互協力が円滑に行われる体制及び課題解決のための支援が関係機関との連携により包括的に提供される体制を目指す旨が明記されました。
- 福祉サービス提供体制等に関する地方公共団体の責務（社会福祉法第6条）
地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等により解決を図ることを促進するために必要な措置を講じなければならない。
- 包括的な支援体制づくりに務める旨を規定（社会福祉法第106条の3関係）
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備
 - ・ 関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備
- 地域福祉計画の充実（社会福祉法第107条）
地方公共団体は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めた、地域福祉計画を策定するよう務めなければならない。

【計画策定の背景】

- このような近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、「地域共生社会」のまちづくりを目指し、地域を取り巻く様々な地域福祉施策の基本的な方向性を定めるため、「長和町地域福祉計画」を策定します。

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

※2 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりのこと。

※3 我が事・丸ごと

他人事であった地域課題について、地域住民が主体的に把握し、解決を試みる体制をつくる、という考え方。

第2節 計画の位置づけ

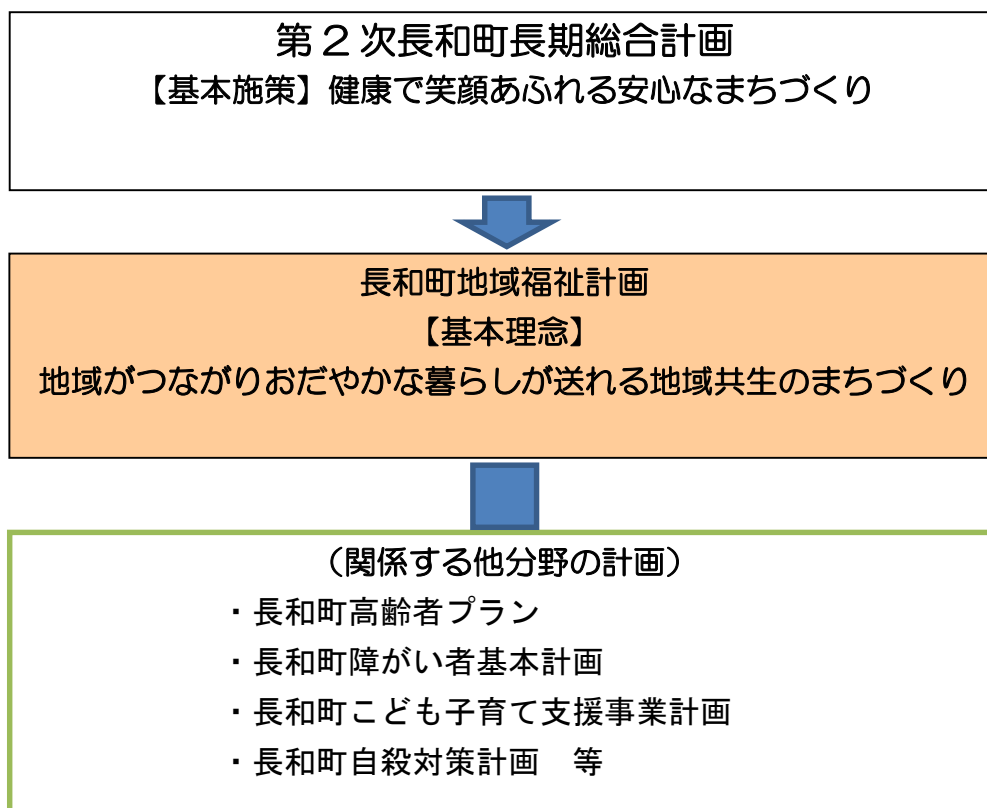
○ この計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として以下の項目を盛り込み、町の地域福祉に関する基本的な方向とその実現に必要な施策を明らかにするものです。

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

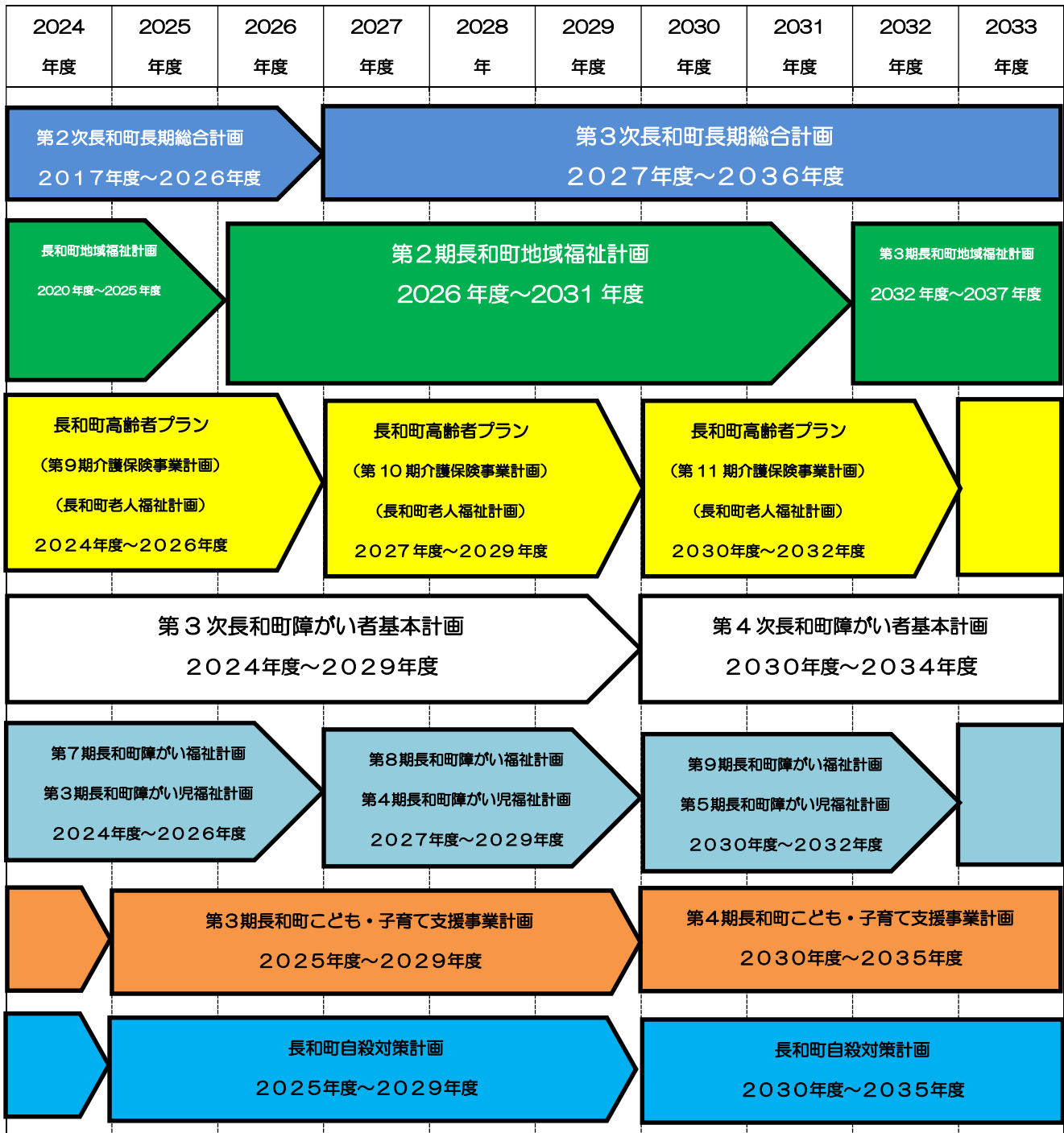
第3節 他の計画との関係

○ この計画は、町の将来のあり方を描き、その実現に向けた方向性などを総合的に示した「第2次長和町長期総合計画」に定めた町の将来像を地域福祉分野について具現化するための計画です。

長和町地域福祉計画と深い関係（地域福祉計画が上位の計画）にあるのが、「長和町障がい者基本計画」、「長和町高齢者プラン」、「長和町こども・子育て支援事業計画」で、これらの各分野横断的な課題に総合的に取り組むための計画として、長和町地域福祉計画を位置づけます。



【他の計画との関係図】



第4節 計画期間

○ この計画は、2026年度（令和8年度）を初年度とし、2031年度（令和13年度）までの6年間を計画期間とします。

ただし、地域福祉を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章

長和町の地域福祉を取り巻く現状

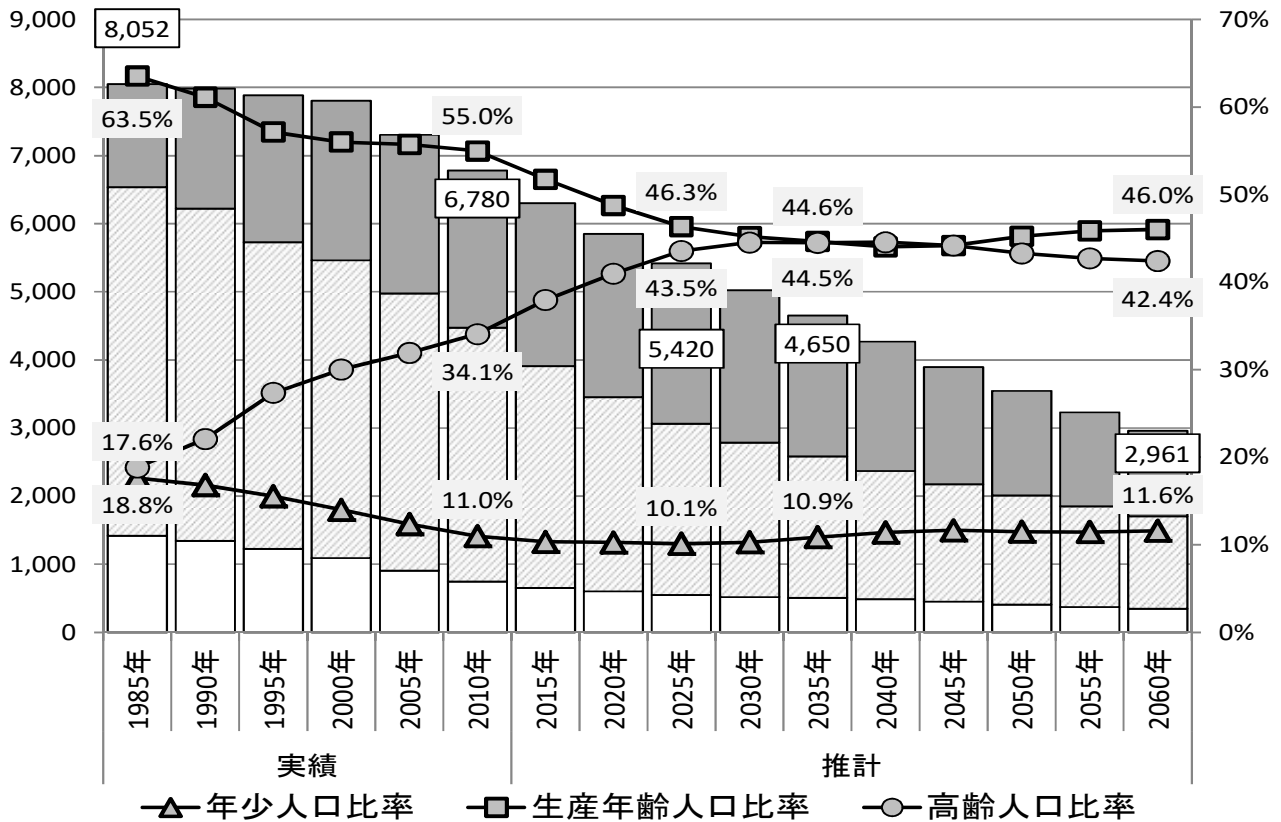
第1節 人口・世帯の状況

(1) 将来の人口の見通し

長和町の2010年（平成22年）の人口は、6,780人で将来人口推計をみると、2035年（令和17年）には生産年齢人口と高齢人口が均衡化し、高齢化が加速します。2060年（令和42年）には人口の半数が高齢者となり、それを支える現役層の負担が大きくなります。

また、この見通しは合計特殊出生率（※4）が一定程度向上することや、社会減が一定程度改善することが前提となっていますが、総じて全体の人口は減少し続けると予想しています。

図1 【年齢3区分別人口の推移、推計】 ※「長和町人口ビジョン」より



※定義：年少人口（0～14歳） 生産年齢人口（15～64歳） 高齢人口（65歳以上）

※4 合計特殊出生率

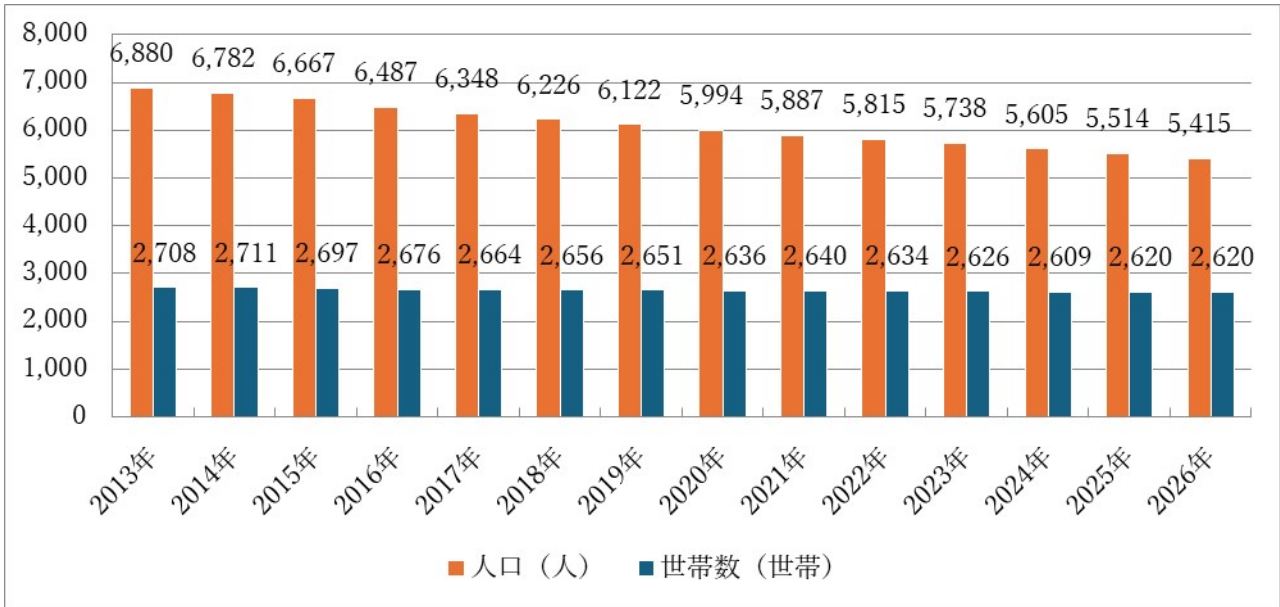
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(2) 人口・世帯数の推移

2026年（令和8年）1月1日現在の長和町の総人口は、5,415人で2005年（平成17年）の合併以降ゆるやかな減少傾向が続いています。

一方、世帯数は2,620世帯で、2023年（令和5年）から横ばい傾向にあります。

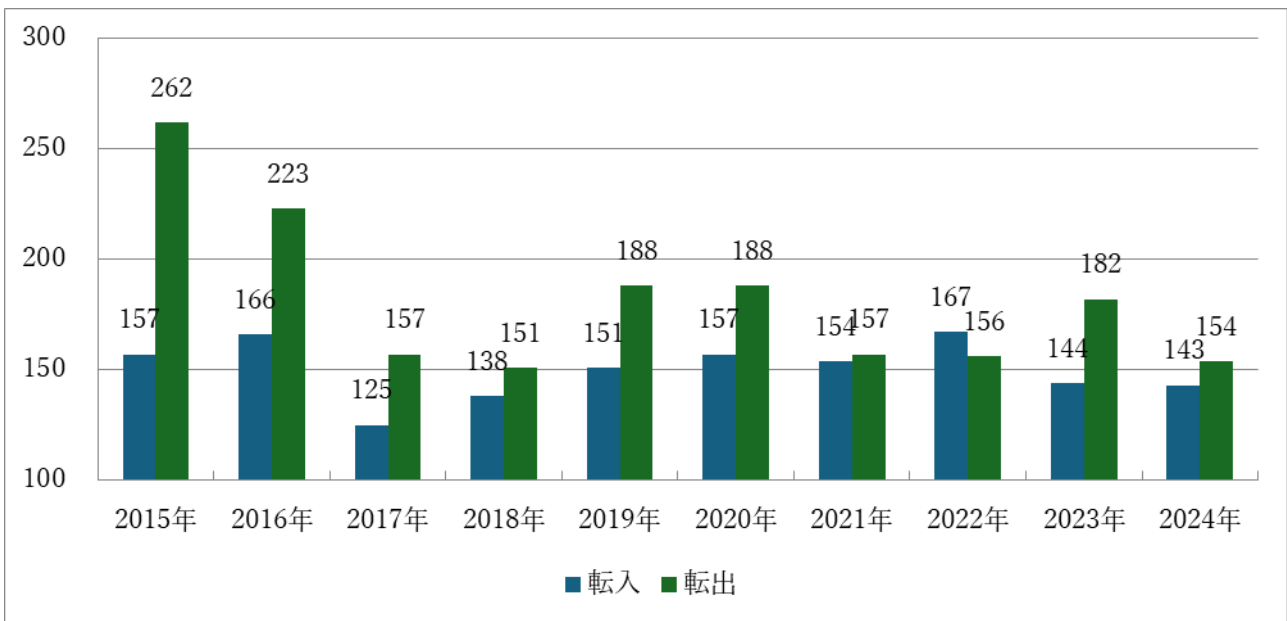
図2 【人口・世帯数の推移（1月1日現在）】 ※「長野県毎月人口異動調査」より



(3) 転入・転出の状況

転入者は、増加と減少を繰り返しながら全体としては減少傾向を示しており、転出者が2015年（平成27年）の262人をピークとして、それ以降は減少しています。

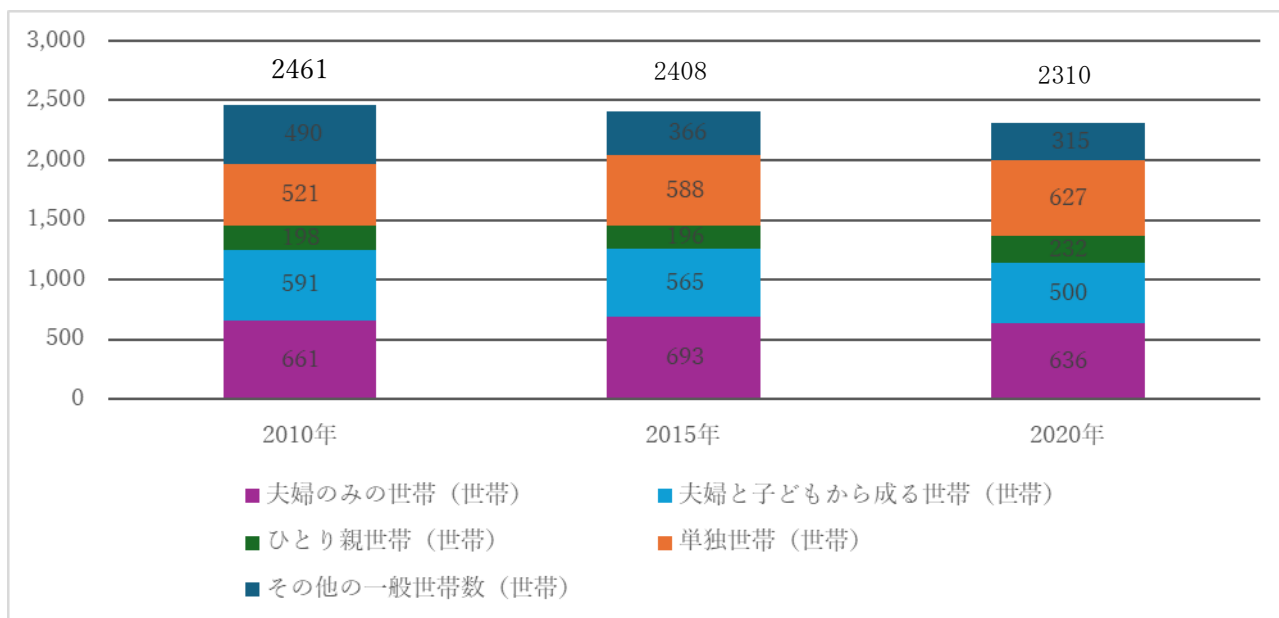
図3 【転入・転出者の状況（1月1日現在）】 ※「長野県毎月人口異動調査」より



(4) 世帯構造の変化

長和町の2020年（令和2年）10月1日現在の世帯数は、2,310世帯です。世帯構成を見ますと、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもから成る世帯」の世帯数が減少傾向であるのに対し、「ひとり親世帯」、「単独世帯」が増加傾向にあります。

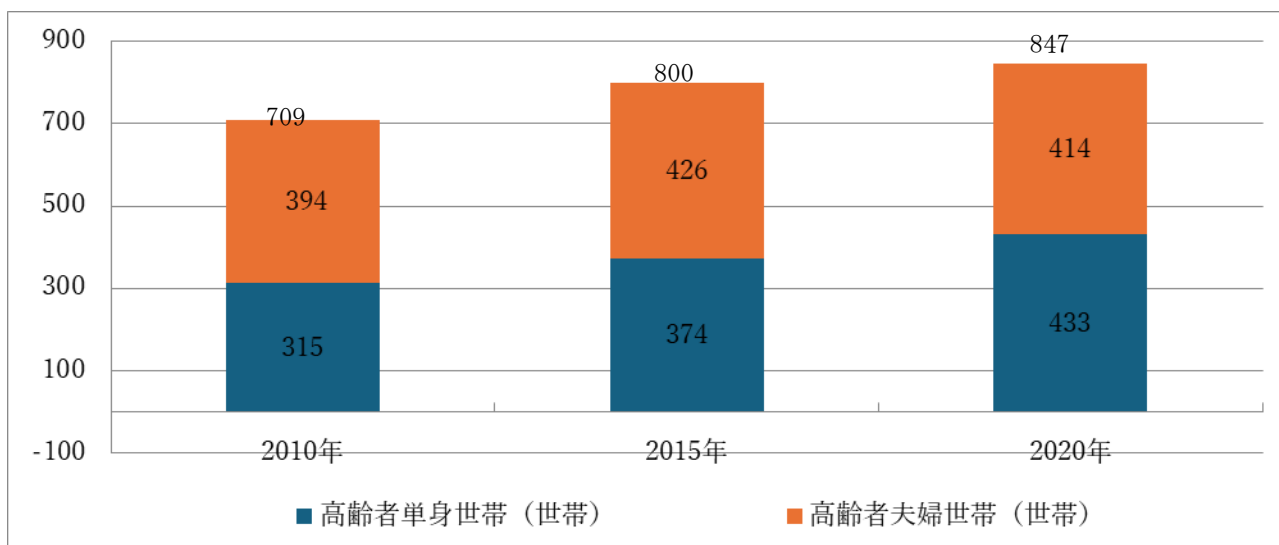
図4 【世帯類型別世帯数の推移（10月1日現在）】 ※総務省「国勢調査」より



(5) 高齢者世帯数の推移

長和町の高齢夫婦世帯数（夫婦のいずれかが65歳以上の世帯）及び高齢単身世帯（65歳以上高齢者単独の世帯）は、2010年（平成22年）では709世帯で全世帯の26.4%でしたが、2020年（令和2年）では847世帯（32.2%）で増加傾向にあります。人口減少が見込まれる中で、全世帯に占める高齢者世帯の割合が増加していくことが見込まれています。

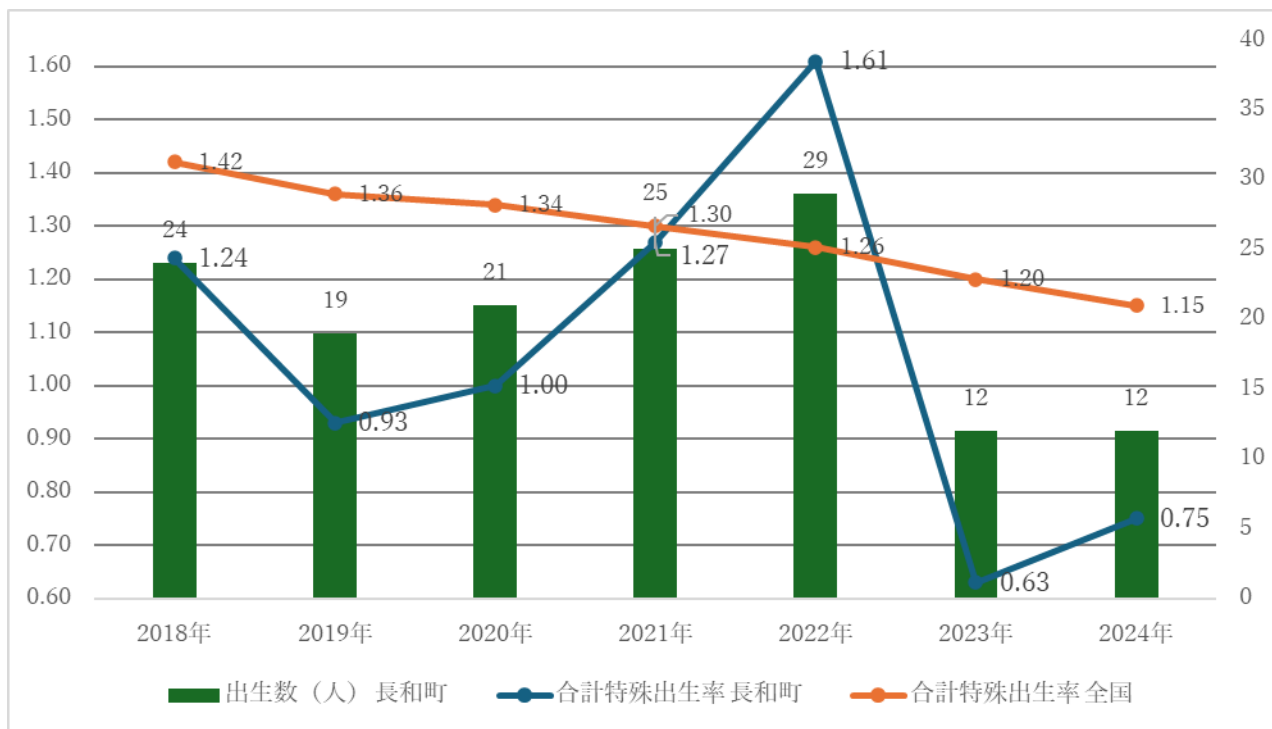
図5 【高齢者世帯数の推移（10月1日現在）】 ※総務省「国勢調査」より



(6) 出生数の状況

人口動態によりますと、2024年（令和6年）1月1日～12月31日までの町の出生数は、12人で合計特殊出生率は0.75（全国1.15）でした。この合計特殊出生率は、2.07で人口の水
準が保たれると考えられており、少子高齢化、人口減少がさらに進んでいる傾向にあります。

図6 【出生数及び合計特殊出生率（12月末日現在）】 ※「人口動態」より



第2節 地域を支える人材・環境等の状況

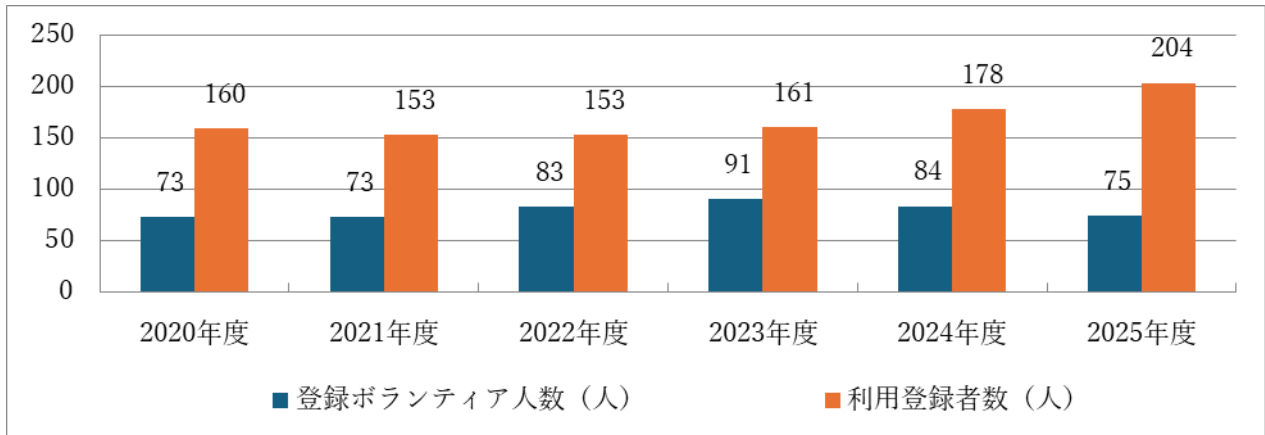
(1) ボランティアの状況

○ 支え合いサポート事業ボランティアについて

町では、高齢者等が日常生活上で援助や支援等が必要な困りごと（買物代行・住居内の清掃・ゴミ出し等）について、ボランティアと連携して支援を行う「支え合いサポート事業」を、長和町社会福祉協議会と連携して行っています。2015年（平成27年）度から、高齢者等の買物や通院等のため車での移動を支援する「なっちゃん便」が実施されるようになり、「支え合いサポート事業」への需要が増加しています。

ボランティアの人数は減少していますが、利用登録者数は年々増加しています。またボランティアの高齢化も進んでいるため、新規ボランティアの方を増やしていくことが課題となっています。

図7 【支え合いサポート事業ボランティア登録者数（年度末現在）】 ※「町政白書」より



○ その他ボランティア活動について

支え合いサポート事業以外に、町内にあるボランティア団体は3団体（社会福祉協議会に所属）で、活動内容は以下のとおりです。

①あゆみ会

登録者数：47人（2024年度（令和6年度）現在）

主な活動：病院周辺でのごみ清掃、福祉施設での洗濯お手伝い 等

②声の広報

登録者数：15人（2024年度（令和6年度）現在）

主な活動：町の「広報ながわ」や「議会だより」の掲載記事を録音し、音声記録を希望者に配布する。

③傾聴ボランティア

登録者数：17人（2024年度（令和6年度）現在）

主な活動：高齢者等の自宅や施設を訪問し、話し相手となる活動をしている。

④おたっしゅサポーター養成研修

修了者数：8人（2024年度（令和6年度）現在）

主な活動：地域を支えるサポーター研修を通じて健康に関する知識や運動を身につける（必修研修、フォローアップ研修）

（2）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の中で住民の相談や日常の見守り、関係機関への橋渡し等、地域福祉を推進するための活動を行っています。長和町では29人（2025年（令和7年）12月1日現在）が委嘱されています。

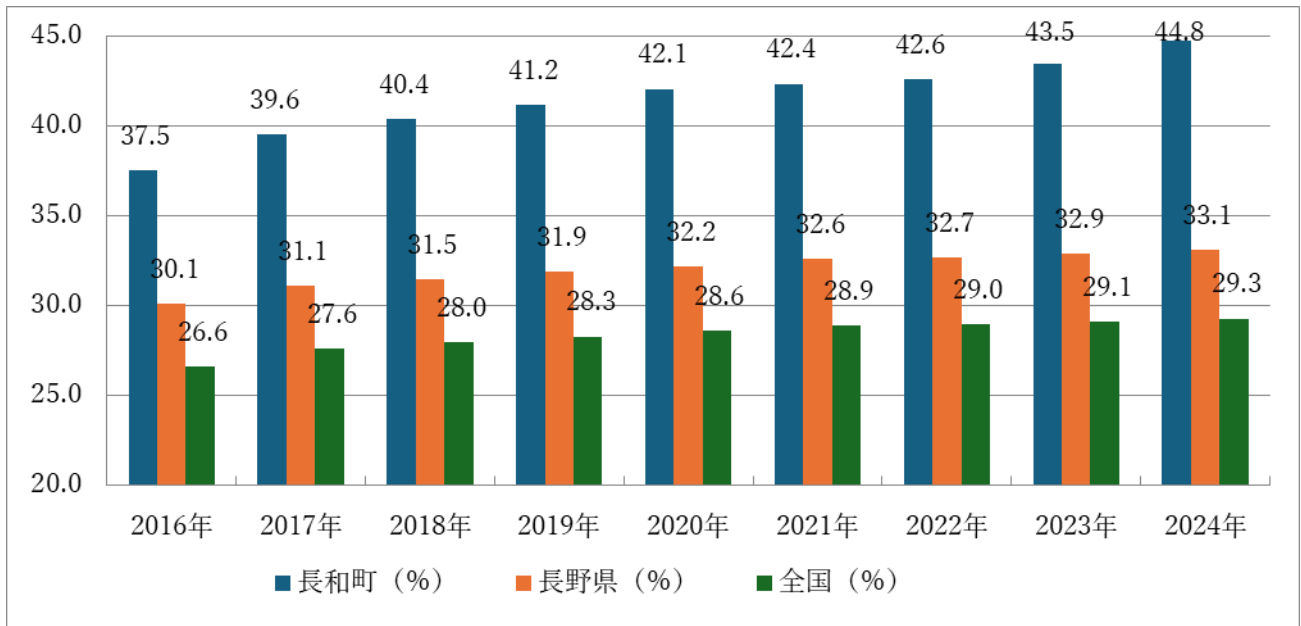
一方で、民生・児童委員の平均年齢は67.2歳（2025年（令和7年）12月1日現在）であり、地域の身近な相談等を高齢者が担っている実態が見られます。

第3節 支援が必要な人等を取り巻く状況

(1) 高齢者を取り巻く状況

長和町における2024年（令和6年）10月1日現在高齢者人口（65歳以上）は、2,481人で、高齢化率は44.8%となっています。これは県の33.1%、国の29.3%（2024年（令和6年）10月1日現在総務省人口推計）と比較しても高くなっており、今後も高齢化率は上昇することが予想されます。

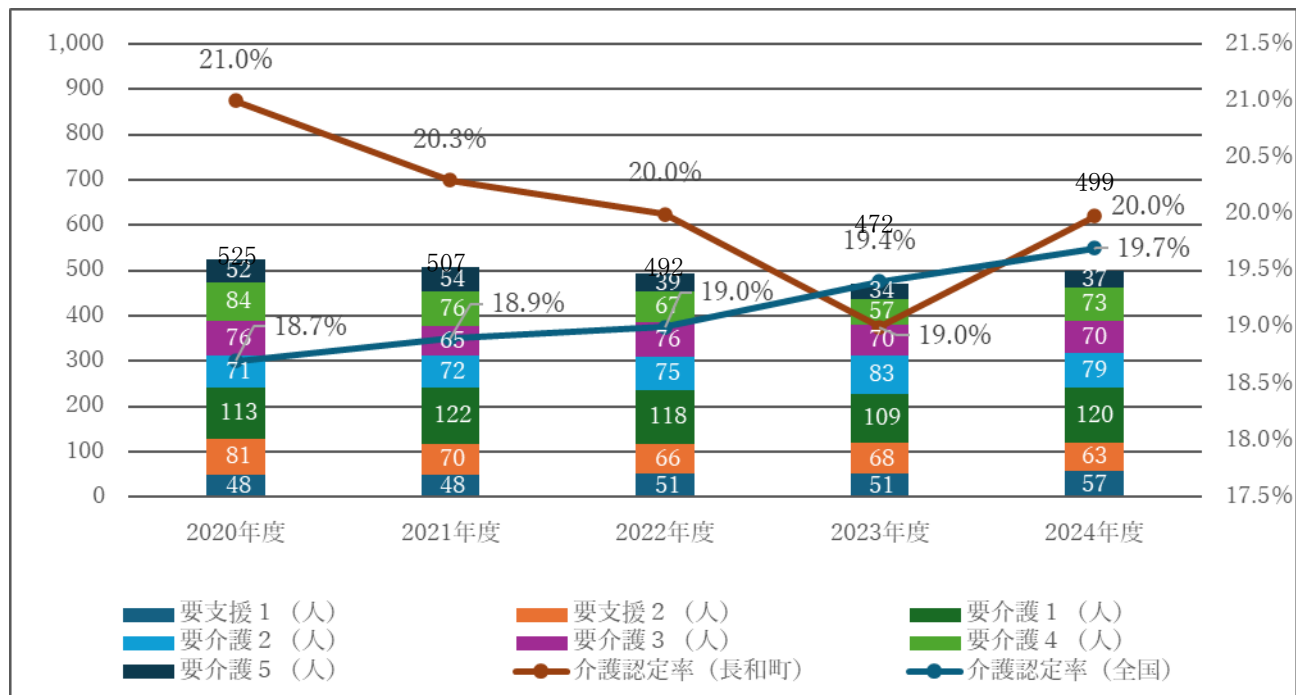
図8 【高齢化率の推移（10月1日現在）】 ※「町政白書」より



(2) 要介護（要支援）認定者を取り巻く状況

長和町における要介護（要支援）認定率（※5）は、2024年度（令和6年度）で21.0%であり、同時期の国の認定率（18.7%）と比較して2.3ポイント認定率が高いことがわかります。一時的に国の認定率より下がりましたが、その後増加となっています。要介護（要支援）認定率が高いほど、介護保険適用が増加することになり、介護保険による負担が増えることになります。

図9 【要介護（要支援）認定者数の推移（各年度末現在）】※「町政白書」より



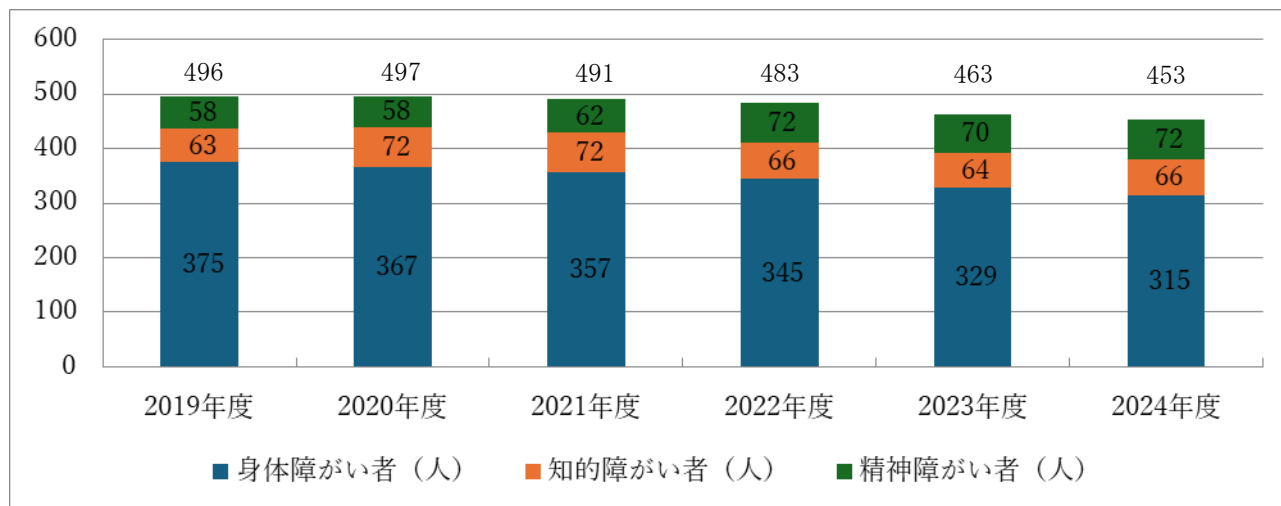
※5 要介護（要支援）認定率

介護保険制度における65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、要介護（要支援）に認定された人の割合。

(2) 障がい者を取り巻く状況

2024年度（令和6年度）末時点の長和町内の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者315人、知的障がい者66人、精神障がい者72人、合計453人となっています。身体障がい者、知的障がい者は減少傾向にある一方で、精神障がい者の人数は増加傾向にあります。

図10 【障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）】 ※「町政白書」より

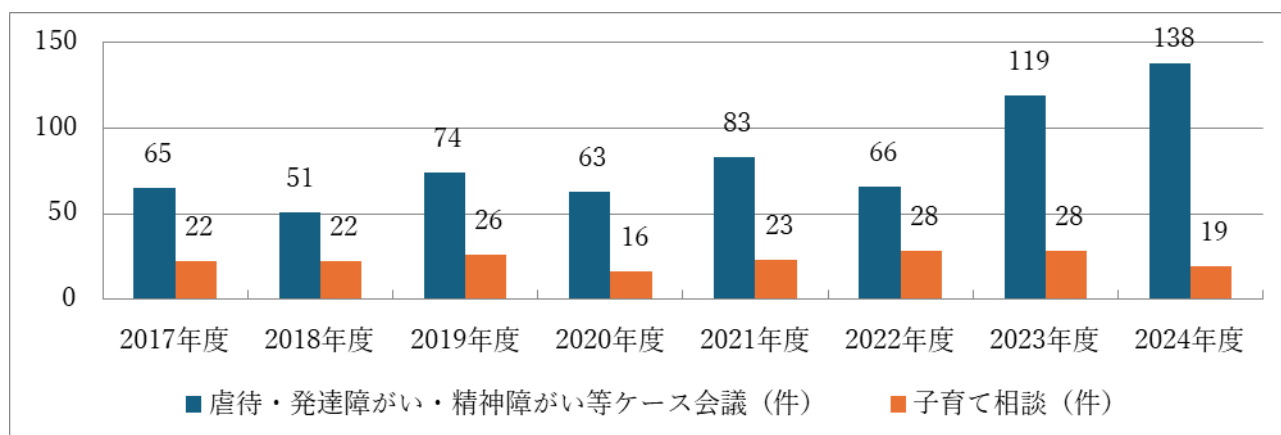


(3) 児童を取り巻く状況

近年、子育ての家庭を取りまく環境が大きく変化し、少子化の進行や親子関係の問題等手厚い支援が必要になっています。虐待予防の面では、2008年度（平成20年度）より児童の虐待相談窓口が健康づくり係となり、住民に周知しているところです。支援が必要な家庭は要支援ケースとして虐待同様に関係機関との連携を密にし、虐待防止に取り組んでいます。

2024年度（令和6年度）の虐待・発達障がい・精神障がい者に関わるケース会議の件数は、延べ138件でした。2017年度（平成29年度）と比較すると倍程度ケース会議が増えています。発達障がいや精神障がいの相談が増加傾向にあります。

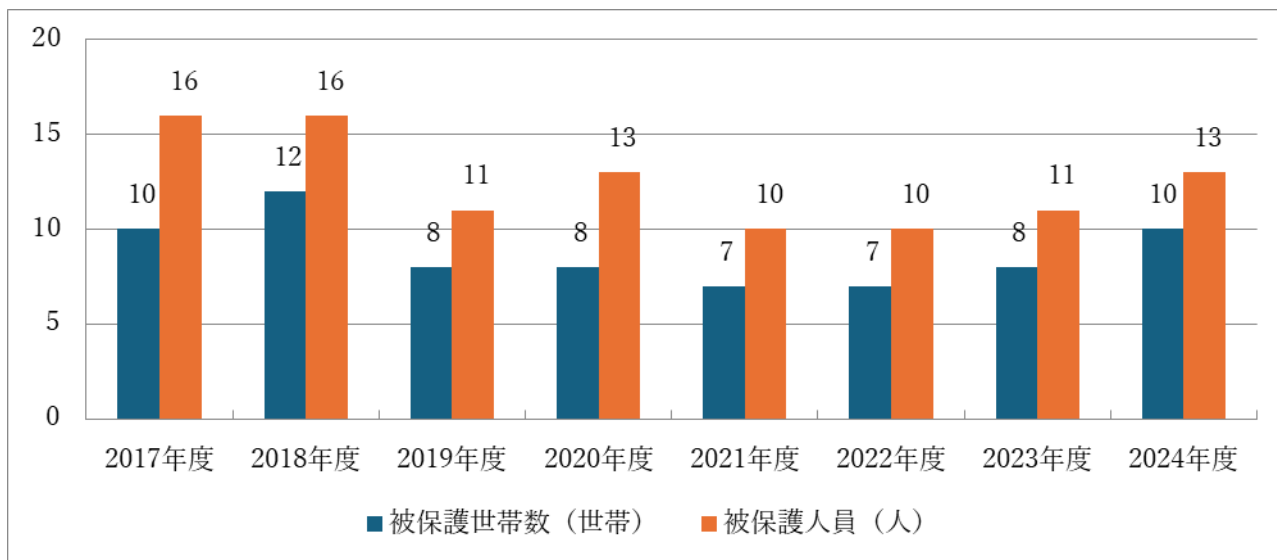
図11 【子育て相談・ケース会議等件数（年度末現在）】 ※「町政白書」より



(4) 生活困窮者を取り巻く状況

長和町内の生活保護受給者は、2018年度（平成30年度）の12世帯、16人以降減少傾向となっています。長和町の場合、生活保護事業は佐久保健福祉事務所が担当していますが、近年は生活保護受給者の高齢化が進んでいます。また物価高騰などにより経済的困窮者が増加傾向にあります。

図12【生活保護 被保護世帯数・被保護人員の推移（年度末現在）】※「町政白書」より

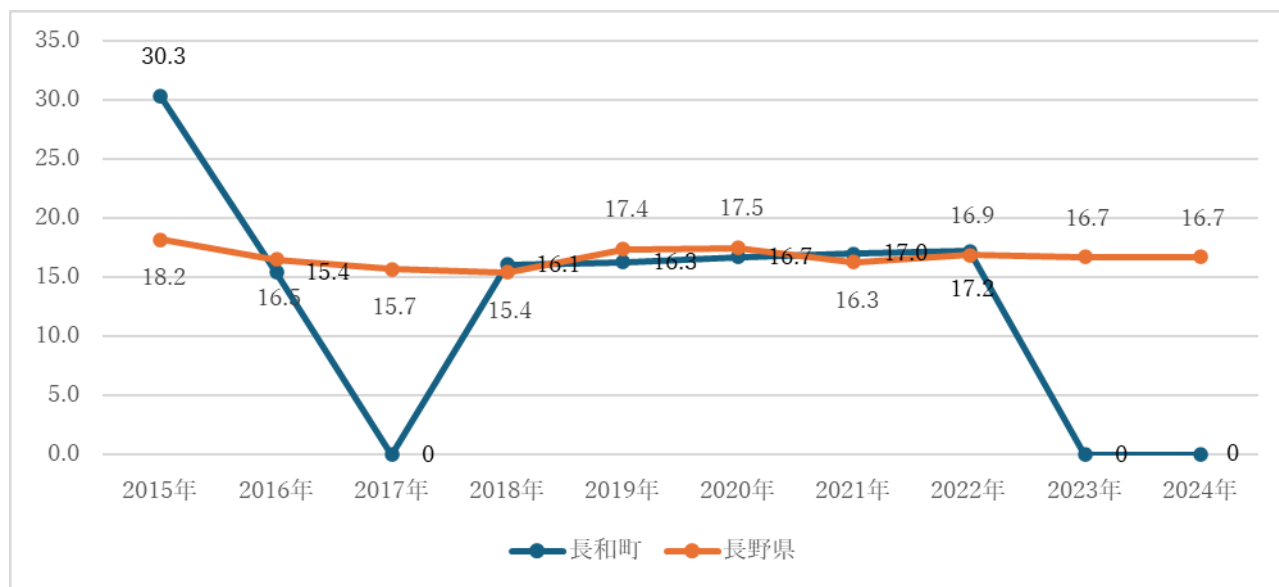


(5) 自殺者を取り巻く状況

長和町は国、県と比較して自殺死亡率(※6)はほぼ同率か、低い傾向にあり、近年は自殺者0人が続いています。この状況の維持に向けて長和町自殺予防対策連絡協議会、庁内自殺予防対策委員会では、町の自殺の現状と自殺予防対策について協議を行い、自殺予防に対する意識を高めています。

また、啓発パンフレットの配布やこころの健康づくり講演会、心の健康相談会、ゲートキーパー(※7)養成講座等を実施しています。

図 12【自殺死亡率(12月末現在)】※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より



※6 自殺死亡率

人口10万人あたりの年間自殺者数を表す。

※7 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

第3章

計画の基本理念・基本目標

第1節 計画の基本理念

2016年（平成28年）に策定した「第2次長和町長期総合計画」では、まちの将来像である「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ耀く 美しの郷」を目指し、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、「住民と行政との協働のまち」「豊かな自然や歴史と文化を守り、やさしさと潤いのあるまち」「地域特性を活かし、活力と魅力あふれるまち」という3つの基本理念を定め、それを実現するための基本施策を展開しています。

その基本施策のひとつである、「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」では、こどもから高齢者まですべての住民が安心していきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりや地域福祉、障がい者福祉、社会保障などの福祉施策を充実させることにより、誰もが健康で自分らしい暮らしが実現できる社会を目指す方向性が示されています。

以上のことを踏まえ、「長和町地域福祉計画」の推進にあたり、次の基本理念を定めます。

基本理念
地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり

第2節 計画の基本目標

基本理念を実現するため、基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1：地域福祉を支える人づくり

基本目標2：誰もが参加できる支え合いの地域づくり

基本目標3：地域福祉を推進する体制づくり

基本目標4：豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり

基本理念
地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり

基本目標

施 策

基本目標1
地域福祉を支える
人づくり



- 1 「お互い様」意識の醸成
- 2 担い手となる人材の発掘・育成
- 3 福祉人材への支援

基本目標2
誰もが参加できる支え合いの
地域づくり



- 1 お互いに助け合う仕組みづくり
- 2 福祉施設と連携した地域づくり
- 3 誰もが参加できるボランティア活動の充実

基本目標3
地域福祉を推進する
体制づくり



- 1 相談体制の充実
- 2 各分野横断的支援体制づくり
- 3 権利擁護を推進する体制づくり
- 4 地域課題の解決に対応する体制づくり

基本目標4
豊かな自然の中で
安全で安心して暮らせる
まちづくり



- 1 防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進
- 2 生活支援の充実したまちづくり
- 3 健康で安心して暮らせるまちづくり
- 4 すべての人への情報提供の充実

第4章

長和町地域福祉計画の評価

(1) 計画の検証

2020年度（令和2年度）から2025年度（令和7年度）までの6年間を計画期間として基本理念である「地域がつながり おだやかな暮らしが送れる 地域共生のまちづくり」の実現に向けて取り組みを進めてきました。第2期計画を策定するにあたり、以下に示す4段階を設定し、計画の達成状況を担当課で自己評価を行いました。

【評価基準】

- A：順調 計画を上回る成果が得られているもの
- B：概ね順調 概ね計画通りの成果が得られているもの
- C：停滞 進捗が計画を下回るもの
- D：下降 進捗が大幅に計画を下回っているもの

基本目標1：地域福祉を支える人づくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 「お互い様」意識の醸成		○		
2 担い手となる人材の発掘・育成		○		
3 福祉人材への支援		○		

基本目標2：誰もが参加できる支え合いの地域づくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 お互いに助け合う仕組みづくり		○		
2 福祉施設と連携した地域づくり		○		
3 誰もが参加できるボランティア活動の充実			○	

基本目標3：地域福祉を推進する体制づくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 相談体制の充実		○		
2 各分野横断的支援体制づくり		○		
3 権利擁護を推進する体制づくり		○		
4 地域課題の解決に対応する体制づくり		○		

基本目標4：豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進	○			
2 生活支援の充実したまちづくり		○		
3 健康で安心して暮らせるまちづくり		○		
4 すべての人への情報提供の充実	○			

上記の結果から、「A 計画を上回る成果が得られているもの」については、安心して暮らせるまちづくりを図る施策のうち、個別避難計画の推進による防災の強化、情報提供の充実については、スマートフォンでのアプリによる発信事業が挙げられ、一定の成果が得られたと考えられます。

(2) 第2期計画に向けての課題・必要性等

第2期計画に向けての課題・必要性等については、自己評価と同様に4段階を設定し、担当課で評価しました。

【評価基準】

- A：拡大・充実 今後、施策内容の量・質を拡大させていく事業
- B：継続 現状を維持していく事業
- C：縮小 縮小又は今後廃止を検討する事業
- D：廃止・休止 必要性、有効性の観点から、廃止・休止する事業

基本目標1：地域福祉を支える人づくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 「お互い様」意識の醸成		○		
2 担い手となる人材の発掘・育成	○			
3 福祉人材への支援	○			

基本目標2：誰もが参加できる支え合いの地域づくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 お互いに助け合う仕組みづくり		○		
2 福祉施設と連携した地域づくり		○		
3 誰もが参加できるボランティア活動の充実	○			

基本目標3：地域福祉を推進する体制づくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 相談体制の充実		○		
2 各分野横断的支援体制づくり		○		
3 権利擁護を推進する体制づくり		○		
4 地域課題の解決に対応する体制づくり		○		

基本目標4：豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり

施策	評価			
	A	B	C	D
1 防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進		○		
2 生活支援の充実したまちづくり		○		
3 健康で安心して暮らせるまちづくり		○		
4 すべての人への情報提供の充実		○		

上記の結果から、、「A：拡大・充実 今後、施策内容の量・質を拡大させていく事業」については、地域における福祉の担い手の確保、福祉人材への支援、ボランティアの推進など、人員確保や促進にかかる分野において、施策の充実が求められます。

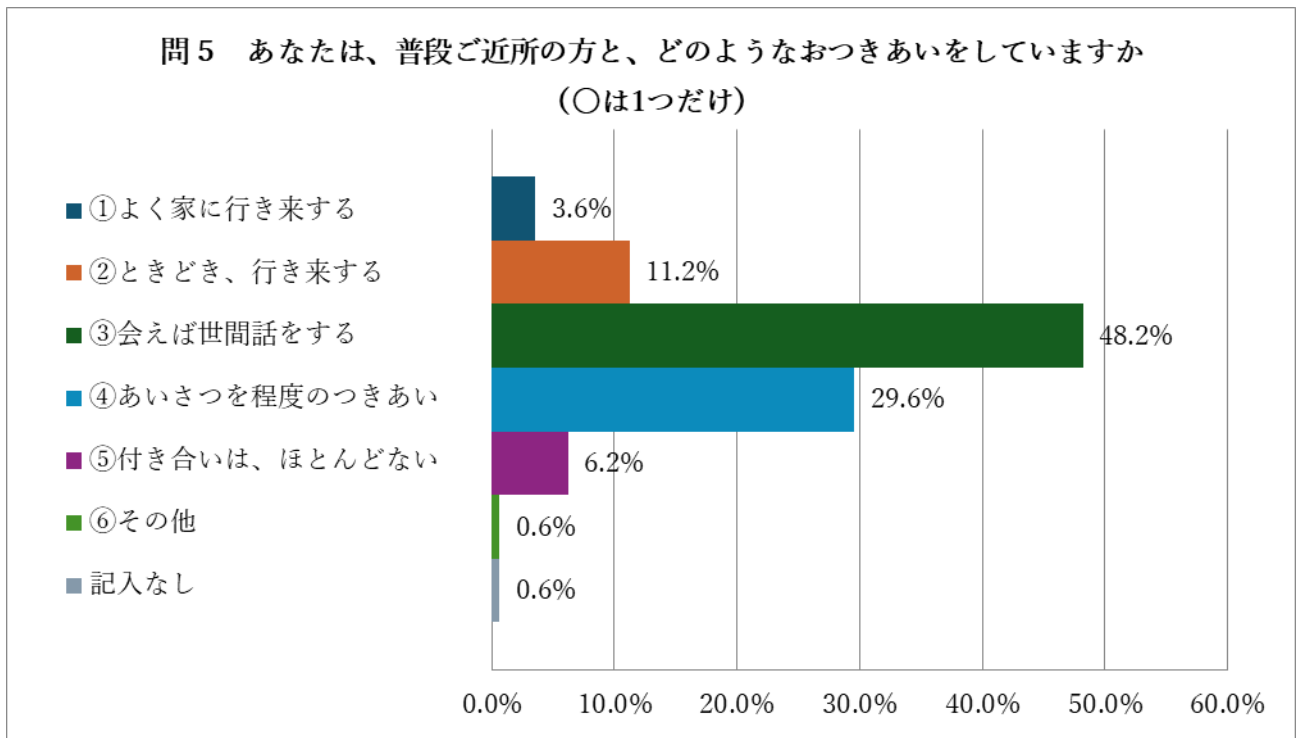
第5章

基本目標別の施策展開

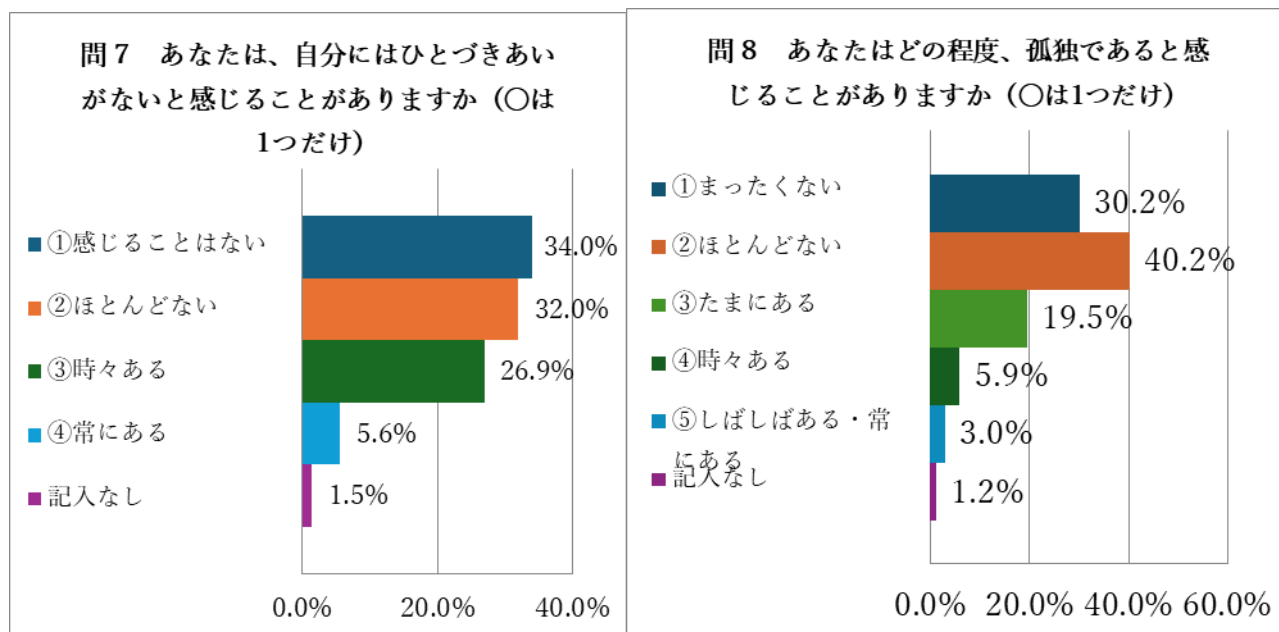
第1節 基本目標1 「地域福祉を支える人づくり」

(1) 現状と課題

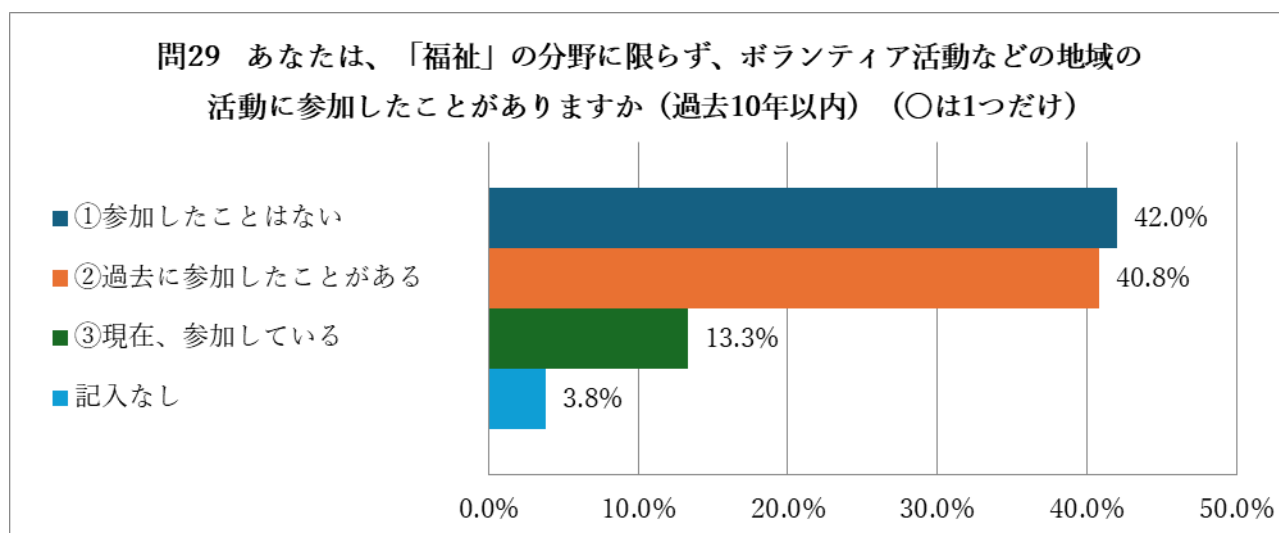
- 少子高齢化が進行する中で、価値観の多様化や地域のつながり、隣近所の相互扶助の関係が希薄になっています。また、地域福祉の担い手側にも高齢化が進み、高齢者が高齢者を支える、あるいは高齢の親が障がいを持つ家族を支える、という状態が見られます。
- 一人暮らし高齢者や災害時に支援が必要な人を日頃から地域で見守るなど、地域住民の一層の支え合いが必要となっています。
- 住民一人ひとりが共に支えあう意識をもち、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域で助け合って暮らしていけるよう、住民、団体等、多様な機関が連携する地域福祉活動の展開が求められています。
- アンケート調査の結果からも、問5「あなたは、普段ご近所とどのようなお付き合いをしていますか」との質問に、「会えば世間話をする」「あいさつをする程度のつきあい」が一番多く、全体では80%近くを占め、隣近所との関係は、希薄になっていることが分かります。



○ 今回のアンケートから社会的孤立についても調査を行いました。問7「あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか」問8「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか」との質問に、「感じることはない」「ほとんどない」が一番多く、その一方で「たまにある」「時々ある」「常にある」と回答した方も3割程度いることが分かりました。



○ ボランティア活動においても、問29「過去10年以内にボランティア活動などの地域活動に参加したことがありますか」との質問では、「参加したことはない」「過去に参加したことがある」が全体の80%以上を占め、「現在、参加している」は13%程度と参加されている方が少ないことが分かります。



(2) 今後の主要な施策展開

1 「お互い様」意識の形成

地域で暮らす住民一人ひとりが中心になり、行政等とも連携しながら自らが暮らす地域の課題や解決について話し合う「住民交流の場」を設けることにより、困ったときはお互いに助け合う、という「お互い様」意識の形成を図ります。

【取り組み項目】

- 長和町住民自治基本条例に基づき、住民と町が地域社会における課題を相互に共有し、解決に向けて協働して取り組むよう進めます。
- 防災・防犯など住民の関心が高い講座や研修を行う等、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、地域の担い手意識の形成を図ります。
- 地域の活動や祭り等行事について、より参加しやすいしくみを整えることで、児童からお年寄りまで集えるような交流の場の充実を図ります。

2 担い手となる人材の発掘・育成

地域住民に対する福祉教育や研修を実施することで、福祉の担い手となる人材の発掘・育成を行います。

また、町内の小中学校と協力し、地域資源を活用した福祉学習の実施等により、福祉への関心を高めてもらうように努めます。

【取り組み項目】

- 地域住民を対象とした福祉教育や研修を実施することにより、地域における福祉人材の養成を図ります。
- 町内の小中学校と協力し、福祉施設の見学、福祉学習の実施をすることにより、福祉への興味を深め、将来の福祉人材の育成等を図ります。

3 福祉人材への支援

持続可能な地域づくりを支える福祉人材の育成や、ボランティア活動の担い手に対する支援を行います。

【取り組み項目】

- ・社会福祉協議会と協力し、各種ボランティア活動の担い手促進に繋がるような活動内容の情報発信、活動の場の紹介など、必要な支援に努めます。

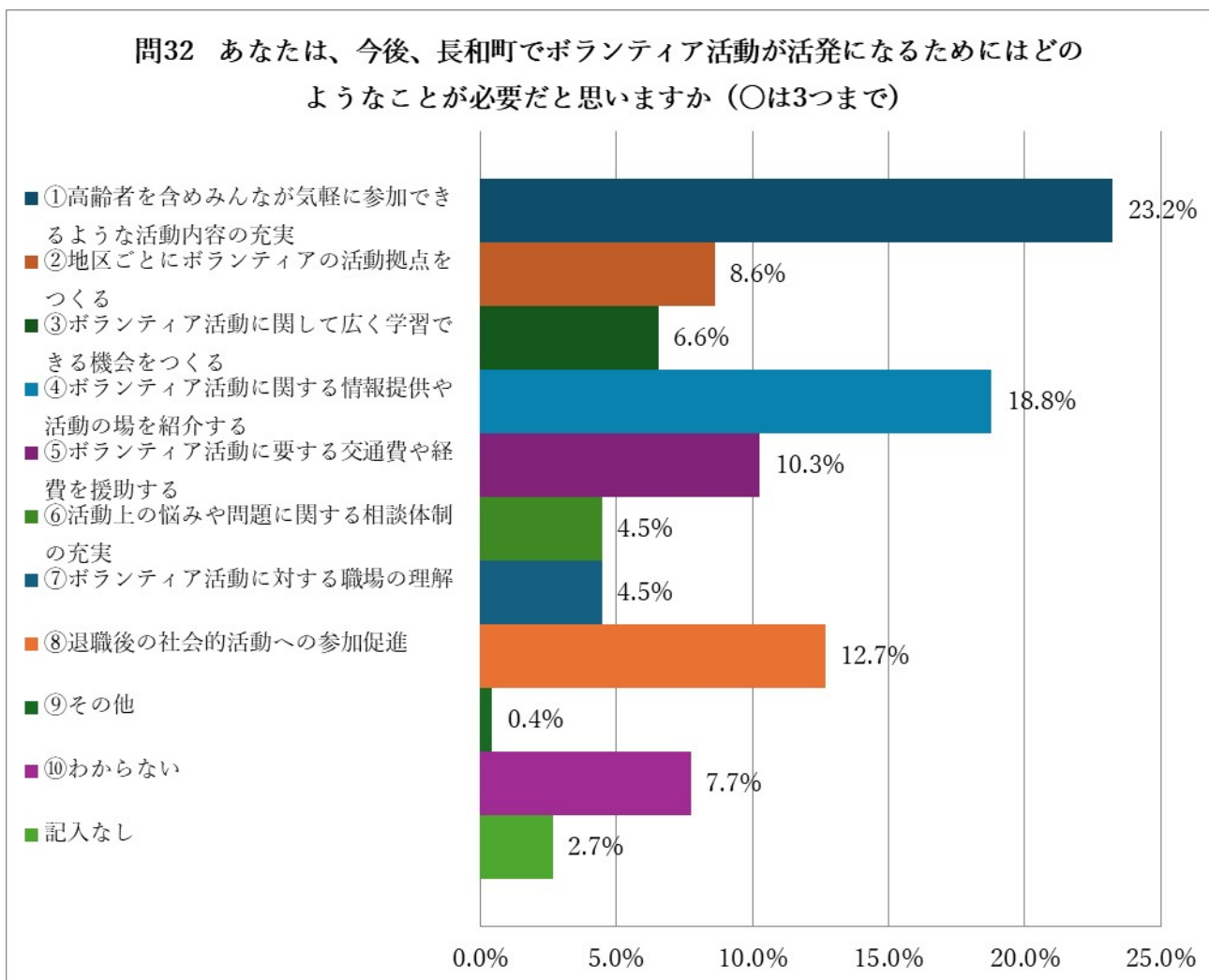
4 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

第2節 基本目標2 「誰もが参加できる支え合いの地域づくり」

(1) 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄になっていますが、一人暮らし高齢者や災害時に支援が必要な人を日頃から地域で見守るなど、地域住民の一層の支え合いが必要となっています。
- 町民が共に支え合う意識を持ち、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域で助け合って暮らしていけるよう、住民、地域団体など、多様な機関が連携する地域福祉活動の展開が求められています。
- 年齢や性別に関わらず、誰もが気軽に地域活動に参加・協力することができるよう、活動内容の検討や環境の整備を進める必要があります。
- アンケート調査において、問32「ボランティア活動が活発になるためにはどのようなことが必要だと思いますか」について、「気軽に参加できるような活動内容の充実」が23.2%と最も高く、次いで「活動に関する情報提供や活動の場の紹介」が18.8%、「退職後の参加促進」が12.7%となっています。



(2) 今後の主要な施策展開

1 お互いに助け合う仕組みづくり

町内の自治会、ボランティア団体等との協働により、高齢者、障がい者、一人暮らし世帯、児童等の見守りや声かけ等の地域ネットワークを支援し、地域全体の福祉向上を図ります。

【取り組み項目】

- 地域住民同士の日常のあいさつ推進や見守り等の自主的な活動の推進を図ります。
- 日常的な支え合いが必要な町民の情報共有や活用方法について、個人情報の取扱い等に配慮しながら、支え合いの仕組みづくりを図ります。

2 福祉施設と連携した地域づくり

地域住民、学校、公民館、福祉施設等との連携により、児童の居場所づくりや、高齢者等が集える場の設置を推進します。

【取り組み項目】

- コミュニティーセンターや公民館を活用し、多様な世代間の交流や誰もが集える場の支援を図ります。

3 誰もが参加できるボランティア活動の充実

誰でも気軽にできるような活動内容を充実させ、参加促進を図ります。またボランティア活動に関する情報提供や活動の場の紹介などを行い、ボランティアへの関心を高め、ボランティアに参加しやすい雰囲気づくりを図ります。

【取り組み項目】

- 年齢や性別に関わらず誰もが地域活動に参加できるよう、体制の整備や活動内容について検討を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、気軽にできる活動をボランティアのメニューに取り入れる等ボランティア活動の充実と活動内容などの情報発信を図ります。

4 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

第3節 基本目標3 「地域福祉を推進する体制づくり」

(1) 現状と課題

- 福祉サービスの相談体制については、これまで、高齢者・障がい者・児童等の対象分野別に制度の充実が図られてきました。しかし、個人個人の価値観の違いや生活習慣の多様化等による複合的な課題を抱えるケースが増加してきており、そのようなケースに対応するためには、相談・支援機能の複合化が必要になっています。

(2) 今後の主要な施策展開

1 相談体制の充実

高齢者、障がい児者、児童のほか、引きこもりや生活困窮等の複雑・多様な課題を包括的に受け付ける総合相談体制の整備を図ります。

【取り組み項目】

- ・福祉に関連する相談を一元化した「ワンストップ窓口」の設置を検討するとともに、庁内の関係各課及び関係機関等との連携により、円滑に相談対応できる体制の構築に努めます。

2 各分野横断的支援体制づくり

高齢者、障がい児者、児童等これまで分野別に縦割りでやってきた支援体制の分野との横の連携を図ることにより、多様化・複雑化した福祉課題に対応できる支援体制の確立を目指します。

【取り組み項目】

- ・複数の福祉課題を抱えるケースについては、福祉関係部署によるチームを作り、対応するしくみを整えます。

3 権利擁護を推進する体制づくり

高齢者や障がい児者等が、地域で自立した生活を送ることができるため、当事者の権利擁護を推進する体制を整えます。

【取り組み項目】

- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待、差別等や、配偶者等からの暴力(DV)について、関係機関と連携して迅速な対応に努めます。
- 権利擁護支援に向けて成年後見制度利用促進基本計画の策定や中核機関の設置を行い、相談支援や広報啓発等に取り組みます。
- 専門職団体や関係機関による協議会を設置し、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

4 地域課題の解決に対応する体制づくり

社会情勢の変化により、複雑化した福祉問題や生活困窮問題に対応するため、町の支援体制のほか、県や広域で設置している各機関との連携による総合的な支援体制の整備を図ります。

【取り組み項目】

- 地域の課題に対し、地域住民と連携し解決に向けた取り組みを行う体制を整えます。
- 生活困窮の課題に対し、福祉事業所等と連携し働く場所の提供など体制を整えます。

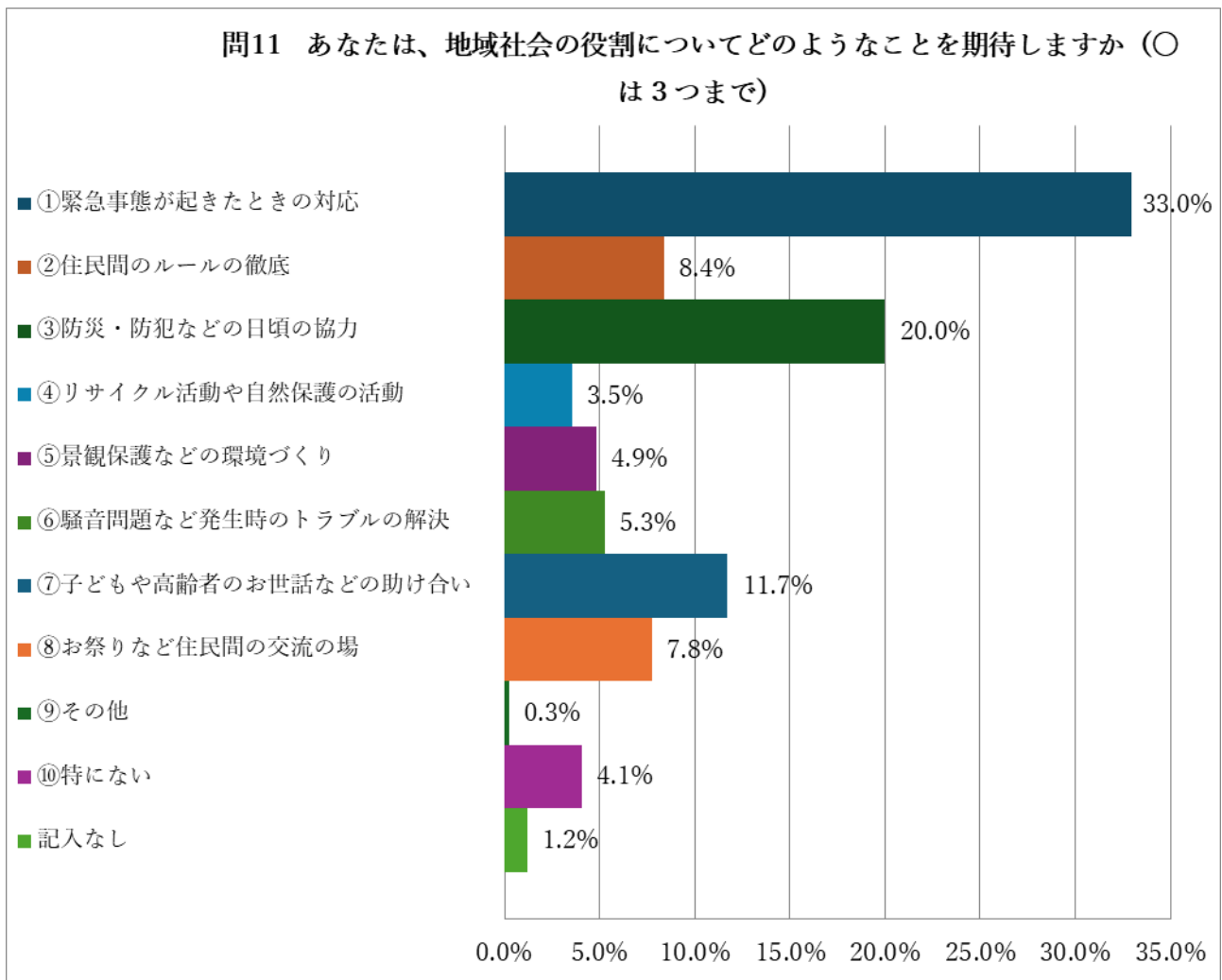
5 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

第4節 基本目標4 「豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり」

(1) 現状と課題

- 近年、地震や猛暑、大雨等による災害が頻発していますが、被害を最小限にするためには、住民一人ひとりがその危険性について認識し、迅速な避難行動をとることが重要です。また、単独での避難が難しく支援を必要とする避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力による避難支援が必要です。
- また、デマンドバスが令和6年4月1日より始まりましたが、アンケートの自由記載欄には交通の不便さの記入が多く見られました。
- 町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性に応じた安全、安心なまちづくりを推進していく必要があります。
- アンケート調査の中では、問11「地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか」との質問に、「緊急事態が起きたときの対応」が33.0%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」が20.0%となっており、災害や犯罪への意識が見え、安心・安全を求める気持ちの高さが伺えます。



(2) 今後の主要な施策展開

1 防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進

行政、自主防災組織等との連携により、住民向けの防災教育や避難訓練といった活動を通じて住民の防災意識の啓発に努めます。

また、高齢者や障がい児者等を含むすべての住民が、社会的・制度的・心理的な様々な障壁（バリア）を取り除き、住み慣れた地域でおだやかに暮らすことのできる社会を目指します。

【取り組み項目】

- 地域における自主防災組織（※8）の整備、充実を図るとともに、防災避難訓練等の強化や防災教育を通じて、防災意識の啓発に努めます。
- 高齢者等を狙った犯罪や消費者トラブルに備え、消費生活センターや警察等関係機関と連携した情報提供や啓発活動を推進し、被害の防止に努めます。
- 避難行動要支援者（※9）の避難対策について、各関係機関と連携して個別避難計画の作成、見直し、充実を図ります。

※8 自主防災組織

災害対策基本法第5条2に規定されている、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体

※9 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により規定された。

2 生活支援の充実したまちづくり

地域住民が安全で安心して暮らし続けられるため、ハード、ソフト両面で安心・安全なまちづくりを図ります。

【取り組み項目】

- 公共交通のあり方について、関係機関と連携し検討します。
- 町内の公共施設や歩道等のバリアフリー化を進め、安全性の向上を図ります。

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

地域住民の健康維持・増進のため、関係者と連携し、住民の健康づくりに関する活動の充実を図ることにより、誰もが健康で暮らせるまちづくりを目指します。

【取り組み項目】

- 各種健康増進事業への積極的な参加を促し、健康増進を図ります。
- 各種健康診断の受診結果を活用した健康相談及び保健指導の充実により、健康の保持増進を図ります。

4 すべての人への情報提供の充実

子どもから高齢者まで、障がいのある、なしに関係なくすべての方に対し、広報、有線放送、インターネット等あらゆる情報提供システムを充実させることにより、その人が必要なときに必要な情報が得られる体制の構築を目指します。

【取り組み項目】

- 広報ながわ、町ホームページ、有線放送、SNS等あらゆる媒体を活用し、全ての方に対し情報が得られる体制を構築します。

5 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

第6章

長和町再犯防止推進計画

第1節 目的

犯罪や非行をした人は、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えることがあります。そのような人たちが社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるように継続的な支援と、そのための環境を整えることによって再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

第2節 計画の位置づけ

「長和町再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法）第8条第1項に示された、「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」にあたります。

また、計画の期間について、「第2次長和町地域福祉計画」と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

第3節 対象

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者）を対象とします。

第4節 現状と課題

- ◇平成28年12月に「再犯防止推進法」が施行され、都道府県・市町村は、「再犯防止推進計画」を勘案し、当該都道府県または市町村における再犯の防止などに関する施策の推進に関する計画の策定に努めることとなりました。
- ◇長野県は令和5年3月に「第2次長野県再犯防止推進計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定し、犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた立ち直り支援の取組などについて、市町村、関係機関・団体との連携を強化することを示しています。
- ◇全国的にみると、刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方、再犯率（刑法犯検挙人数に占める再犯者の人数の比率）は上昇傾向を示しています。

第5節 今後の取り組み

- ◆「長野県再犯防止推進計画」と連携した取組を進める
 - ・「長野県再犯防止推進計画」で示された、市町村として行うべき取組や連携について、積極的にその推進を図ります。
- ◆再犯防止等に関する周知・啓発を進める
 - ・すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、

犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を主とした啓発活動に取り組み、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、市民の再犯防止に関する周知と啓発を図ります。

◆更生保護事業を支援する

・長和町における更生保護の拠点である「上田地区更生保護サポートセンター」への支援を行います。

◆保護司との連携を強化する

・「長和町保護司会」と緊密な情報共有などを通し、連携を強化することで、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを支援します。

◆民間協力者・団体等との連携を強化し、活動を支援する

・長和町保護司会をはじめ、長和町更生保護女性会や長和町協力雇用主会、非行防止のための活動を行うボランティア団体や協力者、社協及び地方検察庁、保護観察所などとの連携を強化します。

・保護司をはじめとする更生保護ボランティアの安定的確保に努めます。

◆保健医療・福祉サービスの利用を促進する

・高齢者や障がいのある人で保健医療・福祉サービスが必要な場合には、「第2次長和町地域福祉計画」の考え方に則り、地域や関係機関・団体と連携して適切な支援を実施します。

◆就労・住居の確保とそのための関係機関・団体との連携を強化する

・公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、それぞれの状況に即した就労の促進と、就労先の確保に努めます。

・長野県地域生活定着支援センターや支援団体等と連携し、就労の支援や住まいの確保を行い、地域への定着を促します。

・市として、保護観察所に登録した協力雇用主の地域貢献が考慮される入札制度について検討を進めます。

◆学校等と連携して修学を支援する

・指導上の問題や通学に対して困難を抱えている児童・生徒を対象に、県・市教育委員会や高等学校、小・中学校と連携し、必要な支援を推進します。また、学習支援などの取組への支援を強化します。

第7章

長和町成年後見制度利用促進計画

第1節 目的

認知症や知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、判断能力を十分に発揮できない人の権利が擁護され、安心して暮らすために法的に支える制度が成年後見制度です。そこで、その適切な利用を促進し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

第2節 計画の位置づけ

「長和町成年後見制度利用促進計画」は「成年後見制度の利用促進に関する法律」（以下、成年後見制度利用促進法）第14条に示された、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」にあたります。

また、計画の期間について、「第2次長和町地域福祉計画」と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

第3節 対象

認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がいなどの精神上的の障がいがある人、自己の行為の結果について認識し、判断する精神的な能力（事理を弁識する能力）が低下している人を制度の対象（被後見人）とします。

第4節 現状と課題

- ◇平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、市町村は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勧告し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。
- ◇認知症の症状のある人や障がいのある人の増加に伴い、成年後見制度などの利用が必要な人の増加も見込まれています。そこで、支援が必要な人を早期に把握し、速やかに必要な支援につなぐための体制の構築と、その中核となる機関の整備が重要です。
- ◇誰かに財産管理などを任せることへの不安を受け止めるとともに、制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、周知と啓発に努めることが必要です。
- ◇成年後見制度へのニーズが全国的に高まる中、後見人などになった親族への支援体制の構築が望まれています。
- ◇上小圏域成年後見支援センターについて
高齢者や障がい者の生活や権利を保護・支援するために、成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、後見申立支援、制度の普及啓発などを総合的に実施するセンターを、平成24年度から上田市・東御市・青木村と共同(上小圏域4市町村)で、上田市社会福祉協議会に業務委託し、実施しています。

これまで、成年後見支援センターでは「相談業務」、「広報機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「地域連携ネットワークの構築」「地域の権利擁護の推進」及び「後見人支援機能」に取り組んできました。

また、令和3年度からはセンターを「中核機関」と位置づけ、それぞれの取組の強化を進めています。

第5節 今後の取り組み

◆成年後見制度の普及促進

- ・成年後見制度などについて、パンフレットや広報誌、ホームページ等、様々な媒体、機会を通じて広く町民への周知を図ります。

◆成年後見制度の利用に向けた支援を充実させる

- ・必要な人が利用できるための支援を行うとともに、市民後見人の育成等、町民が主体となった成年後見制度支援を促進します。
- ・成年後見制度などの利用が必要な状況でありながら、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を町長が家庭裁判所に申し立てる、町長申立の適切な活用を図ります。

◆地域連携ネットワークの機能を強化する

- ・認知症や障がいなどにより権利擁護支援が必要な人の地域における見守りや早期把握の活動を支援するとともに、必要な支援への確につなぐための機能確保に努めます。
- ・法律の専門家や家庭裁判所との連携を特に強化し、地域の様々な関係者による連携ネットワークのさらなる機能強化を図ります。

◆社会福祉協議会との連携

- ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度などの利用が適当な場合の制度への円滑な移行を、社会福祉協議会と連携して推進します。

第8章

計画の推進と評価

第1節 計画の推進体制について

地域共生社会の実現に向けては、町民自らが主役となって地域福祉に関する理解を深め、地域福祉推進のための体制整備、強化を図ります。また、各地域において地域福祉のために考える機会を設け、課題を共有するとともに、町民の主体的な地域活動を促進します。

また、地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより町民や関係団体、事業所、関係機関等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超えて横断的に連携する体制の整備に取り組みます。

第2節 計画の進行管理と評価について

本計画の進行を管理していくため、長和町地域福祉計画策定委員会の委員を中心とする「長和町地域福祉計画推進委員会」を設置し、その中で具体的な取り組み状況を把握し、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のPDCAサイクルを活用し、本計画の推進を図っていきます。

【計画に係るPDCAサイクルのイメージ】

